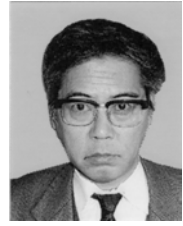


日本知的財産仲裁センターの調停は “とっても”簡単です！



内藤 義三*

目次

1. はじめに
2. 申立
3. 申立後第1回期日まで
4. 答弁書について
5. 第1回期日について
6. 第2回、第3回期日について
7. 調停案の検討
8. センターでの調停の長所・短所
9. 弁護士や弁理士の方にお願ひ
.....

1. はじめに

先日、ある弁理士さんと日本知的財産仲裁センター（以下センターと略）の件で話をしていたら、センターと言っても、特許等の侵害問題である以上、結局は裁判と同じ様な準備、手間がかかるから、強制力のない分だけがデメリットと思えるという話になりました。

そこで、実際の経験から、センターはこんなに簡単だよという説明をしたところ、フーン、それなら今度を利用してみようかなという話しになりました。

訴訟手続の説明は、それこそ民事訴訟法の教科書をはじめとして枚挙に暇がありませんが、調停については、センターの調停はもとより、一般の調停でも、具体的に解説したものは希ですから、そういう誤解もありそうだし、家裁の調停を経験したことのない弁理士さんや、逆に知財の侵害問題の経験少ない弁護士さんが、センターでの手続についてはイメージすら湧かないのは当然かなとも思い、センターの関係者の1人として、また実際にこの手続で解決した経験のある1人として、センターの手続がいかにか簡単か実際の手続にそって説明させていただきます。

なお、仲裁センターと言っても、初めから仲裁手続に進めるのは、事前に仲裁合意のある場合だけで、大半は調停事件ですので、調停手続をとりあげ、説明の便宜のために、権利者が相手方を侵害だと主張している例をあげて説明します。

もちろん、侵害呼ばわりされて困っている側から、侵害しないことの確認を求める調停も可能です。

2. 申立

申立は、申立書をセンターに提出し、手数料（5万円）を下記に振込ます。振込み先は、

「日本知的財産仲裁センター」
三井住友銀行霞が関支店
普通 6559091

申立書のひな形は下記のとおりです。

ところで、訴状の記載については、当事者、請求の趣旨、請求の原因等のいずれも、訴訟法や実務慣行にしたがってかなり具体的に決められており少しでも違おうと窓口や書記官室から訂正が要求されますが、センターの申立はそのようなことはあまり気にする必要はありません。

要は、申立人が誰に対して、何を理由に、どうして

申立年月日：平成 年 月 日
日本知的財産仲裁センター 御中
調停申立書

私は日本知的財産仲裁センターの定める手続規則に則って、調停手続が行われることに同意し、本調停を申し立てます。

申立人	住 所：〒 市 町 丁目 番 号 電 話 FAX 会社名 印 代表者
代理人	事務所：〒 電 話 FAX 弁理士 印
相手方	住 所：〒 市 町 丁目 番 号 電 話 FAX 会社名 代表者

*弁護士・弁理士

もらいたいのか、十分理解できさえすれば、形はあまり気にしなくともいいのです。

① 例えば、相手方の会社の住所、名前が明記されていて、その会社の登記簿謄本（裁判と違い、コピーでもいいです）が添付されていれば、代表者の名前が抜け落ちていても受け付けます。さらに申立時点で、登記簿は本当に不可欠かという問題もあり、この点は、従来は裁判とほぼ同様になっていましたが、より簡便な内容に改正される予定です。

* 双方の登記簿等は調停が成立するまでには必要です。なお、手続問題は別として、事件処理にあたって相手方の登記簿の内容をチェックしておくことは、相手方自身の調査や類似商号の法人、個人と混同しないためには必要でしょう。自称株式会社が実際には個人企業や有限会社であったという例は希ではありません。

② 次に申立の趣旨についても、裁判で問題となる対象物件（イ号）の特定についても、それ程神経質になる必要はありません。

対象物が入手可能な製品であれば、とりあえずはその名称や型番等を記載し、写真又は現物を添付すれば通常は十分です。

むしろもって回った目録よりも、全体写真や要部拡大写真を添付していただいて、こういうものを製造販売することを差し止めたいとか、それによる損害賠償を請求したいとしてもらった方が分かりやすい場合も多いと思われます。

それでは、写真のものとは少しでも異なる点があるものは抜け落ちるのではないかと疑問を持たれるかもしれませんが、そこは判決と調停との違いです。

その問題は、調停成立の際に調停条項の内容として、何を差し止めるのか、何について和解金を支払うのかを双方で詰めることとなりますので、その段階で検討して詰めればよく、かつどうせ調停条項検討の際には詰めざるを得ない問題ですので、申立の段階であまりこだわらなければならないということです。

但し申立書では差止のみを求めながら、調停に入ったら損害賠償を加えて請求するとか、その逆の場合等は、調停の円滑な進行を妨げます。

申立の趣旨として、極めて緩やかな申立、例えば「適切な処置を求める」とのみ記載し、申立の理由内に、「損害はいくらで、差止も求めたい」と記載することも、裁判では論外でしょうが、解決策についてセンターの意向を尊重するという意味では差し支えないと思われます。

③ 侵害の理由付けについても、訴状や準備書面の場

合には、表現にかなり気を使い、一言一句事前に時間をかけて議論する場合がありますが、そのような配慮は不要です（していただくことは差し支えありませんが）。先程あげた要部拡大写真を添付して、そこにサインペンで○で囲んでおいて、相手方物件は……のところが○のようにになっているから、本件特許発明の「……」を充足しているから侵害だ、という程度でも、申立人と相手方との間の争点が理解できればよいと思います。

もって回った目録よりも、写真や要部拡大写真の添付の方がよい場合があるというのはこういう意味もあります。

もちろん、いかに簡単でよいと言っても、単に相手方はけしからんと言うだけで、申立がどの特許権のどの請求項に基づくのか、あるいは意匠権侵害か不正競争を理由とするものか、そのいずれかすら曖昧なものは困りますが、いかなる権利の侵害を理由とするもので、なぜ申立人が侵害だと考えたのかそれが一応理解できるものであれば形にはこだわりません。

なお、当事者の記載のところで、登記簿は申立時には必ずしも不可欠ではないと説明しましたが、特許権などの侵害事件では特許公報等の権利の内容を示す公報は不可欠ですので、必ず添付してください（登録原簿の方は、登記簿と同様の理由で、後でもいいと思います）。

④ 逆に訴状では要求されませんが、事前交渉の経過は以降の手続にも影響しますので、センターとしては知りたいところで、できるだけ具体的に記載してください。

もっとも、事前に内容証明や FAX などのやりとりがあれば、そのコピーを添付して下されば、申立書に詳記する必要はありません。

⑤ なお、FAX やメールでの申立は可能かということですが、規則上はこれを禁ずる規定はありませんが、特許公報等の資料を FAX で送りますと、かなり読みにくくなりますし、メールで画像データとして受けましますと、ソフトや規格によっては再現困難な場合がでてきますし、データ量が多くなると時間もとられます。

以下説明する中間手続でも同様の問題がありますが、申立書等のみメールで、他は郵送でと2本建てというのではメールにした意味がなくなります。

ドメイン名の仲裁については、メール方式、むしろメールのみ方式にしていますので、実用上差し支えないかどうかをお検討を進める予定です。

* もうメール方式を認める時代であると思いますが、メールの添付ファイル方式の場合、使用ソフトの違い、バージョン

やソフトの設定、さらにはプリンタの違いにより、送付者と同じイメージでプリントアウトできない場合がよくあります。送った方では、自分は標準的なもので、特別な設定はしていないと思いこんでいますから、送ったままで安心して、両者の違いに気付くのが遅れるという問題があります。

中間手続で連絡的なものや、テキスト文の送付は問題ないと思いますので、問題の少ないものから徐々にメール化してゆくことが考えられます。

3. 申立後第1回期日まで

① 申立があると、仲裁センターでは事件管理者を選び、その元で申立書をチェックし、調停人2名（通常弁護士1弁理士1）を選びます。

なお、事件管理者の職務は、名古屋支部では委員会と担当職員とで分担して行っています。

そしてそれと並行して相手方に申立書副本等を送付し、調停手続に応ずる意思があるかないかの確認を求めます。

弁理士調停人については、事件の分野を考慮して選択します。

事件が特殊な場合は、弁護士調停人も経験を考慮したり、他の学識経験者が調停人に選ばれることもあります。

どのような方が調停人となっているかについては、センターのホームページにアクセス（<http://www.ip-adr.gr.jp/>）すれば、経歴欄が公開されていますので、おおよそは理解いただけると思います。

調停人の人選に希望があるときはその旨考慮しますが、その調停人が事情により受任できない場合は別に調停人を選びます。

なお、申立人側で予め調停人予定者と事前折衝されることは避けてください。

この調停人選任や、応諾意思の確認は、申立書受領、手数料納付から1週間以内に行うようにしています。

② 相手方が応諾の意思を示し、調停人が選ばれれば、第1回の調停期日を調停人、申立人、相手方の間で協議します。これも前記した事件管理者の元で行います。

第1回の期日は、申立から1月以内の期日が指定されるようにしていますので、代理人や調停人の方にはこの旨協力お願いします。

③ ここで最も問題になるのが、相手方の対応に関する処理です。

訴状が送達された場合は、これを無視すれば欠席判決となるので、相手方も否が応でも真剣に対応せざる

を得ませんが、センターの調停の場合は強制力がないので、相手方においてもどう対応すべきか検討に時間がかかるのはやむを得ない面もあります。

そこで、事件管理者や調停人の側でも、回答がない、ないしは遅れている場合について、調停での解決を促し、相手方の真意を確認する作業に移る場合がかなりあります。

従来は、このために第1回期日をかなり先にしたりしたこともあります。それでは簡易迅速のためセンターでの解決という趣旨に反しますので、第1回期日は申立後1月以内という原則を守りつつ、相手方が対応を決するのにももう少し時間が欲しいという希望があった場合については、申立人の希望を聞いた上で、第1回期日の変更については柔軟に対応するようにしています。

相手方から、検討にもう少し期日が欲しいという連絡があることもあり、これにも柔軟に対応するようにしています。

申立人の側としては、少々時間がかかっても、なんとかセンターで解決したいという意向の方もおられると思いますが、センターがそれに甘えてずると第1回期日について余裕を持ち過ぎることがないように、現行では再度の連絡も含め、原則として遅くとも1月程度には第1回期日が開かれるようにしています。

このあたりの処理に関しましても、名古屋以外は前記した事件管理者の元で行われます。

4. 答弁書について

① かつての裁判では、木で鼻をくくったような、「1項 否認する 2項 否認する」というだけの様なものが多かったですが、現在の裁判では、争う以上は、なぜ、どこをどう争うのか説明せよ（民訴規則79条3項、特許法104条の2も同旨）ということを要求するようになりました。

センターでの答弁書でも同様に、むしろ審理の迅速という点から、何をどう争うのか、態度、争点を裁判以上に明確に出していただきたいと思います。

逆に言えば、「1項 否認する……」というような形式的な認否は必ずしも必要ありません。申立書で説明したことと同様、○のところは……だから侵害ではないというような説明でもいいと思います。

② 相手方としては、欠席では失礼だから一応出席するが、一歩も譲歩するつもりはないというケースもあ

と思います。その場合は、そういう趣旨を記載していただいた方が進行の参考になります。

もちろん、進行に応じ、調停人から「貴方の方は強気ですが、……を考慮するとあぶないところもありますよ、調停でまとめた方が安全ですよ」と強く説得されることもあるかも知れませんが、それはその時点で再度方針を決すればよい問題で、センターでの調停に出席することに意味はあります。

5. 第1回期日について

① 裁判なら第1回期日に相手方欠席なら欠席裁判になる例が多いですが、センターでは、特別な場合を除いては調停不成立ということになります。裁判所の民事調停では、もう1度呼出してみるということもあり、家裁での調停ではもう1度呼出すのが普通ですが、センターの調停では前記のように、それまでにある程度の調整がはかられることもあり、見込の少ないケースは早目に打切るようにしています。

しかし、申立人側から、出頭の見込がある筈なので是非もう1回ということになれば、その意向は考慮されるでしょう。

なお、調停を申し立てたが、相手方不出頭で調停不成立であった程度の実実証明は、希望があれば証明書の発行ができるようにしています。

② 第1回期日に双方出席すれば、手続が実質的に開始します。

裁判では、第1回期日は、訴状、答弁書各陳述で終わり、実質的な議論は次回ということも多いですが、センターの調停では、申立内容や相手答弁についての質疑、また侵害理由についての解説を求める等、さらには調停についての基本的な考え方を聴取すること等により、少しでも解決を早めるよう検討が行われます。

なお、意見聴取は、問題がなければ双方列席の上で行われますが、調停についての意向聴取などは、片方ずつ個別に聴取することが多いです。

どちらのやり方にするかについても、双方の意見を考慮しますが、侵害の成否についての説明等は、双方列席の上で行われるのが通常です。

製造販売数量について認否がないケースでは、その概括的な報告が求められることもあります。

これは、損害論云々というよりは、紛争の経済規模が調停の進行に影響があり、例えば申立人の請求は1,000万円だが、実際の販売量からみれば100万円以下

と思われるケースでは、侵害の成否について何回も期日を重ねて議論を繰り返すことが、かえって当事者の実益にはならないと思われる場合もあるからです。

③ 双方は、第1回の議論に基づいて、次回までに侵害の成否、損害額の議論などについて主張、立証の補充の準備をすることになり、それを見込んで第2回目の期日が協議されますが、調停人、代理人、当事者などの都合が中々一致せず、そのために期日と期日の間が2ヵ月以上あくという例もあったことから、現在では場合により次回期日のみならず、次々回期日も決めることもあります。

そして平均的には期日と期日の間は、3～5週間程度というのが普通です。

④ もし、相手方において、「欠席は失礼だと思ったから出席したが、一歩たりとも譲る気はない」ということで、調停人の「互譲」の説得にも応じないという場合であれば、この段階で調停は打切られることもあります。

6. 第2回、第3回期日について

① 第2、3回期日は前記した第1回期日で明らかになった侵害論や損害論等の争点に関し、双方の主張立証が追加提出されることになります。

ケースによっては、裁判所での「技術説明」のようなものも行われることもあります。

これは、ケースによっては画面を使ってプレゼンテーション用資料を用いて説明することもあるかも知れませんが、普通はもっと簡略に、既に提出された資料や現物などを用いて侵害の成否について口頭で説明するというような場合で、特に「説明会」の期日を設けなくとも、通常の議論の中でおこなわれます。

② ケースによっては、問題の機器等は調停の場所に持出せないという場合もあると思われれます。場所にもよりますが、あまり遠くないところなら、現場に調停人に出向いてもらって、理解してもらうということも可能です。

③ また、侵害の成否や損害論に関して、有力な証拠があるのだけれども、企業秘密の関係で、相手方にも見せられないという場合があります。

取引先やそこへの販売単価などが記載されている帳簿を相手方に見せたくないのは理解できます。

裁判の場合、そういう場合はどうするかは法改正の問題として議論されていますが、センターの調停なら、

帳簿等を調停人に見せて、真否を判断してもらい、調停人に、「この数字で間違いありません」ということで、進行してもらうことは当然可能です。

帳簿の場合は、問題は総額の数字であって、個々の取引先の名前や販売単価ではないということで調停人だけへの開示でも足りる場合が多いですが、方法特許などの場合、自己の方法を調停人のみに開示して侵害の成否を判断してもらうことは、最も重要な争点について、相手方に反論の機会を与えないこととなり、調停の公平という点から問題がなくはないので、この場合は他方の代理人に対して、秘密保持の約束をしてもらって、代理人には見せるというのが適当かと思われます。

他方、問題の箇所について、〇〇となっていれば侵害、××となっていれば非侵害というように論点が煮詰まっています、調停人が見れば判断できるような場合は、その箇所を調停人だけに見せて判断してもらうことは当然ありえると思います。

④ 侵害事件の経験のない弁護士や弁理士さんに、センターでの調停なら経験不足を気にしなくともいいですよ、と申し上げたことがあります、それはこういうことです。

例えば、的外れの反論、抗弁を出した場合、調停人から個別聴取の際、「先生はこういった主張なされておりますが、これは通りにくい議論ですよ、こういう主張として理解していいですか」とアドバイスすることもありますし、証拠についても「申立人はこう主張してます、先生の方で、これについてこういった証拠をだせますか」というようにアドバイスすることもあります。

7. 調停案の検討

① ある程度侵害の議論が煮詰まった段階になれば、侵害の成否について調停人の一応の心証を開示して、どのような形で解決をはかるかについて打診が行われるのが通常です。

通常のケースであれば、早ければ2回目ぐらい、遅くとも4回目ぐらいの期日には、ではどのようにして解決するのかの議論になると思います。

一般論としては、黒に近いと思われれば、過去分の損害をどうするのか、製造の継続をどうするのか、の問題になりますが、製造は中止するが過去分は請求しないとか、ロイヤリティーを支払って製造を続ける等の解決策が取られる例が多いと思われます。

白に近い場合は、申立人の権利を尊重し、現状以上

に権利に近付くことはしないとか、さほど儲からないケースの場合は、製造中止によって申立人の顔を立てるとか、若干の和解金支払でけりをつけるということも有り得ます。

これらの解決策は、当事者双方の思惑もからみ、ケースバイケースです。

② 弁理士さんや企業の方の中には、「侵害してないのに和解金とは筋がとおらない」と言われる方もおられますが、調停による解決とは民法上の「和解」であって、「当事者がお互いに譲歩をなしてその間に存する争いを止める」(民法695条) ことですから、侵害しないと信じている相手方が和解金を支払うことは何ら矛盾ではありません。その逆に侵害していると信じているのに僅かの和解金で決着することもこれと同様です。

私の見聞でも、僅かの和解金の支払を渋ったために、裁判でそれに何倍もする出費や手間を要したケースや、高めの損害金の請求に固執したために、裁判で1円もとれず、しかも権利まで無効にされてしまったという例はよく見聞します。

そういった無駄なロスをなくすところに、この調停の意味があります。

「名を捨てて実をとる」とか「実を捨てて名をとる」という言葉がありますが、大雑把に言えば、調停での解決案は、この両者の間での落ち着きどこを探るということになるかと思われます。

③ だからと言って、侵害の議論などはどうでもいい、間をとって適当なところで折り合いがつきさえすればよい、というのではセンターでの専門家による調停の意味はありません。

侵害の成否の可能性を相当程度考慮し、かつ権利の有効性もある程度考慮し(裁判所で侵害が認められたケースで、その直後に権利を無効とする審判がなされることは、多いとはいえなくても希ではありません)、それに当事者の立場も十分考慮した、トータルとしての適正な解決がセンターでの調停に求められていると思います。

しかし、裁判のように黒白をはっきりさせることが目的ではありません。

主張立証を全面的に展開し、どんなに費用がかかっても自己の主張を真実と認めさせたい、というようなケースなら、むしろ裁判での解決ということになるかと思われます。

8. センターでの調停の長所・短所

今まで説明したことから、センターでの調停の長所・短所も大体理解いただいたと思いますが、それ以外の長所・短所について触れたいと思います。

もちろん、以下は私個人の意見も含んでいます。

① ノウハウ等の保護

これは裁判よりもセンターでの調停の方が保護がはかれます。

民訴でも色々工夫がはかられています。本来は公開の法廷で審理すべきとされているものですから、その工夫には限度があり、非公開のセンターの調停の方が保護がはかれるのはむしろ当然とも言えます。

② 費用については、ケース（訴額の小さな事件）によっては、裁判所の方が手数料自体としては低い場合もあります。

しかし、訴訟は控訴、上告と手続が繰り返される場合が少なくなく、さらに、無効審判、審決取消訴訟が並行して提起される例も多く、全体として多額の費用になることが多いのに対し、調停ではこれ等を一括して解決できる場合があります。全体として見れば、センターの調停の方が経費が低くなると思います。加えて、代理人の手間も考慮すると、主張立証が柔軟である等、弁護費用の軽減につながる面もあります。

③ 調停の最大の欠点は、相手方が申立に応じなくとも欠席判決等の直接の不利益はなく、応諾を強制する手段はないので、調停の進行は保証されていないということです。

むしろ、とりあえず調停を申し立て、もし調停に相手方が応じなければ（その場合の費用はほとんどかかりません）、そこで訴に踏切るかどうか検討するというように気軽に考えていただきたいと思います。

④ 調停人と裁判官との対比

この問題は微妙であり、いちがいに言えませんが、センターでの調停の場合、前述のように侵害事件について経験豊富な弁護士、弁理士が多数候補者としてリストされており、候補者の略歴も大半は公開されており、その中から当該ケースに適当と思われる調停人を選任するようにしています。

したがって、原則として担当裁判官に機械的に事件が配填される裁判に対し、その点ではセンターでの調停に1日の長があると思いますが、国家制度としてのバックアップが少ないと言う点では、一抹の不安を感じる方もおられるかも知れません。

なお、忌避制度などは裁判官と同様であり、さらに忌避事由にはならないような間接的な利害関係であっても、そのような事由のある調停人は選ばれないような制度になっています。

⑤ 渉外問題について

裁判所は現在外国特許権の取り扱いを拒否していますが、センターでは外国特許権の侵害問題の解決も可能であり、特に日本企業どうしが日本と外国双方に特許権を有する場合の紛争の解決には適していると思います。

⑥ 成立した場合の実効性の確保について

センターで調停が成立して和解が成立しても、それだけでは強制力はありません。

しかし、強制執行が必要と思われるケースでは、執行力のある仲裁に切り代える（成立した合意と同一内容の仲裁判断書を作成してもらう）、又は即決和解等でカバーすることはもちろん可能です。

判決の場合でも、対象物が少しでも違くと執行できない等の問題がありますから、この点はさほどの欠点とは思われませんし、実効性という意味では、むしろ話し合いで双方納得した和解の場合、自発的にそれが守られる可能性はかなり高いと思われます。

9. 弁護士や弁理士の方へお願い

調停不承諾の理由として最も目立つのが、「非侵害だから応じない」というものです。

しかし、調停は非侵害の場合でも行われる（それで成立する例もあります）ことは前述のとおりです。

調停に応じなければ、次は裁判ということになるケースは多いです。

裁判になれば、仮に勝訴したとしても（しかも100%勝訴確実なケースというのは希です）調停に倍する手間、費用がかかることが珍しくないことも前述したとおりです。

調停で無駄なロスを少しでも防ぐという点から言えば、「非侵害だから応じない」という硬直した考えは再考願いたいと思います。

以上、本稿の内容につきましては現在センターで検討中のものも含まれており、この点をご理解ください。

また、私はセンターの委員、調停人候補者の1人ですが、この稿は私の個人的意見に基づくものも含まれていることも了承ください。

(原稿受領 2003. 5. 29)